

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

<p>受 理 番 号</p>	<p>3 6 6 0</p>	<p>受 理 年 月 日</p>	<p>令 和 4 年 9 月 20 日</p>
<p>件 名</p>	<p>北山文化・交流拠点地区の地域まちづくり構想の撤回等</p>		
<p>要 旨</p>	<p>数日前、「北山エリアの整備について～京都が世界に誇る文化と憩いに包まれた交流エリア～北山エリア整備について、検討状況を随時お知らせします。」と題して、京都府からのお知らせ第2号が紫明学区に配られた。</p> <p>「検討状況を随時お知らせします。」と書かれているのに、何を検討して、検討した結果はこうでしたというのが全く書かれていない。</p> <p>例えば、「大規模な共同体育館…影響はあるの?」。それに対して、「必要な対策を検討していきます。」が回答となっている。つまり、検討するが、まだ何も検討結果はないということだと解釈できる。また、整備基本計画にない地域貢献の拠点を勝手に追加するなどしている。</p> <p>ところが、京都府が依頼したKPMGの報告書には、1万人のメインアリーナの建物の鳥かん図を示せず、サブアリーナについては建設場所すら示せないという検討結果であった。もう、1万人を想定したアリーナ計画を検討した結果は無理という結論が出ている。なぜ、京都府が依頼したKPMGの検討結果である報告書をチラシに掲載しない。理解できない。</p> <p>法的には、都市計画法は、都市の健全なる発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。北山エリアは第二種中高層住居専用地域に指定されている。第二種中高層住居専用地域とは、「主として中高層住居に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域である。」と規定されている。</p> <p>建築基準法第48条第4項では、建築してはならない建築物として整理されている。第二種中高層住居専用地域は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、旅館業法が適用される宿泊施設は原則として建築不可である。</p> <p>つまり、北山エリアは良好な居住の環境を保護する地域である。良好な居住を害するような人々が集まってわいわいがやがや交流する場所ではなく、人々は静かに自然と触れ合う場所だと法律は示している。</p> <p>つまり、アリーナや劇場やホテルと住居が混在していれば、居住環境を害する問題が起こり、秩序ある整備が図られないため、都市計画法では、それらは建てられないようになっている。近くに1万人ものアリーナが建てられたら、良好な居住の環境が壊される。</p> <p>このように北山エリアを交流のエリアにすることが都市計画法に違反している。</p> <p>京都府が作成した北山エリア整備基本計画は破綻している。破綻しているからこそ整備基本計画をまともに説明できず、検討中を繰り返し、検討状況ですらまともに説明できないでいる。今こそ整備基本計画を撤回又は見直すべきときに来ている。</p> <p>ついでに、京都市は北山文化・交流拠点地区としての地域まちづくり構想を撤回又は見直し、京都府に対して整備基本計画を撤回又は見直すように進言することを願う。</p>		
<p>陳 情 者</p>			
<p>回付委員会</p>	<p>まちづくり委員会</p>		